

スマートフォン プライバシー イニシアティブⅢ

スマートフォンアプリケーションプライバシーポリシー
普及・検証推進タスクフォース

平成 29 年 7 月 10 日

目次

はじめに	3
第1章 スマートフォンにおける利用者情報の取扱いの在り方	4
1. スマートフォン利用者情報取扱指針	5
1.1. 総則.....	6
1.2. アプリケーション提供者等における取組.....	15
1.3. 行動ターゲティング広告に関する特記事項	25
1.4. 他の関係事業者等における取組.....	25
2. 今後の技術・サービスの進展に対する柔軟な対応.....	28
第2章 利用者及びアプリケーション提供者等の リテラシーの向上	29
1. 基本的な考え方	30
2. 一般利用者に対する情報提供・周知啓発	30
2.1. 全般.....	30
2.2. 高齢者に対する情報提供・周知啓発.....	31
2.3. 青少年に対する情報提供・周知啓発.....	32
3. アプリケーション提供者等に対する情報提供・周知啓発	34
3.1. アプリケーション提供者に対する情報提供・周知啓発	34
3.2. 情報収集モジュール提供者に対する情報提供・周知啓発.....	35
4. その他関係しうる事業者に対する情報提供・周知啓発.....	36
5. その他のリテラシー向上のための取組.....	37
5.1. 第三者検証.....	37

はじめに

高度な情報処理能力が備わったスマートフォンは、様々なアプリケーションをインストールして多様な目的のために活用することが可能である一方、アプリケーションがスマートフォンの中の利用者情報へアクセスを行い、利用者が自らの情報がどのように取得・利用されているのかを十分理解することができないままに、情報が取得・利用されてしまうリスクが出てきており、利用者の不安感も高まっていた。そのような背景から、総務省が開催した「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」（座長：堀部政男 一橋大学名誉教授）により、スマートフォンの利用者情報の適正な取扱い等に関してまとめた「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」が平成 24 年 8 月に策定され、公表された。

平成 25 年 9 月には、利用者情報の適正な取扱いの実効性を確保するために、運用面・技術面から第三者がアプリケーションを検証する仕組みを民間主導で推進すること等を提言内容とする「スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ」が公表された。これを踏まえて、スマートフォンのアプリケーションプライバシーポリシーの普及とアプリケーションの第三者検証を推進するに当たっての諸課題について検討し、プライバシーポリシーの普及及び民間における検証サービスの提供と利用者による当該サービスの活用を促進することを目的として、総務省に「スマートフォンアプリケーションプライバシーポリシー普及・検証推進タスクフォース」（主査：新保 史生 慶應義塾大学教授）が平成 25 年 12 月に設置された。その後、平成 25 年度にはアプリケーションの利用者情報取扱い実態調査や関係団体の取組等の調査結果が「スマートフォン プライバシー アウトルック（SPO）」として取りまとめられ、平成 28 年度まで引き続き調査検討が行われた。本提言書は、スマートフォン プライバシー イニシアティブ策定当時の環境変化や平成 27 年度までの検討内容を踏まえ、関係事業者等の役割分担の明確化や取組の具体化等を目的として、「スマートフォン プライバシー イニシアティブⅢ」として検討内容を取りまとめたものである。

本提言書は、スマートフォン プライバシー イニシアティブ第 5 章に示された「スマートフォン利用者情報取扱指針」等の改訂を示す「スマートフォンにおける利用者情報の取扱いの在り方」と、スマートフォン プライバシー イニシアティブ第 6 章及びスマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ第 4 章を基礎として上記タスクフォースでの検討結果を追加した「利用者及びアプリケーション提供者等のリテラシーの向上」からなる。

スマートフォン プライバシー イニシアティブ第Ⅰ部に取りまとめられていたスマートフォンと利用者情報に関する状況については、その後、SPO 及び平成 26 年度の調査検討結果を取りまとめた「スマートフォン プライバシー アウトルックⅡ（SPOⅡ）」、27 年度の調査検討結果を取りまとめた「スマートフォン プライバシー アウトルックⅢ（SPOⅢ）」及び「スマートフォン プライバシー アウトルックⅣ（SPOⅣ）」に各時点での状況がまとめられていることから、そちらを参照されたい。

第1章スマートフォンにおける利用者情報の取扱い の在り方

1. スマートフォン利用者情報取扱指針

(前文)

平成 28 年度に出荷された携帯電話の 8 割以上をスマートフォンが占める（株式会社MM総研調べ）など情報通信インフラとしてスマートフォンが急速に普及しつつある中で、スマートフォン利用者のリテラシーのレベルの多様化が進んでいる。利用者に一定の自己責任が求められるとしても、利用者の不安を解消し、利用者が安全にスマートフォンを利用できるようにするためには、スマートフォンにおける利用者情報を活用する関係事業者等が責任を持って、利用者情報の適切な取扱いに努める必要がある。具体的には、当該関係事業者等が個人情報保護やプライバシー保護の観点から利用者情報を適切に取り扱うとともに、利用者に分かりやすい説明を行い、利用者の理解及びそれを踏まえた選択を促すことが求められる。

スマートフォン プライバシー イニシアティブでは、①透明性の確保、②利用者関与の機会の確保、③適正な手段による取得の確保、④適切な安全管理の確保、⑤苦情相談への対応体制の確保、⑥プライバシー・バイ・デザインの 6 つの基本原則をはじめとする指針（以下「現行指針」という。）が示された。現行指針が対象とする利用者情報は、個人情報のみではなく、いわゆるプライバシーに関する情報も含んでおり、スマートフォン上のアプリケーションの特性を反映した原則となっていることから、関係事業者が当該現行指針を参照し、「プライバシー・バイ・デザイン」の視点を取り入れつつ、柔軟に必要な対応を行っていくことが望まれているものとなっていた。

本指針は、上述の現行指針策定後のスマートフォンの利用者情報に関する環境の変化（個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）の施行等）や関係事業者等に対する責務に係る更なる考察等を踏まえて、関係事業者等に望まれる対応を示すものである。

なお、スマートフォンのサービス構造において、多様な関係事業者等がサービス提供や利用者情報の取扱いに係わっており、本指針の目的を達成する上で、利用者情報を取得する事業者等のみでは対応できる範囲に限られる場合があるため、アプリケーション提供サイト運営者・OS 提供事業者などの関係事業者等も連携し対応していくことが重要である。

1.1. 総則

1.1.1. 目的

- 本指針は、スマートフォンアプリケーションの利用者情報の適正な取扱いに関し、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)、プライバシーに関する判決、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)、その他の関係法令等の趣旨を取り入れつつ、スマートフォンアプリケーションに係わる関係事業者等が取り組むことが望ましい基本的事項を定めたものである。それにより、次に掲げる事項を達成し、もって、スマートフォンにおけるイノベーションの継続的な創出や市場の中長期的な成長を促進し、利用者がスマートフォンやそれを通じて提供される利便性の高いサービスを安全・安心に利用できる環境を整備することを目的とする。
 - ① 関係事業者等による関係法令等の遵守に資すること
 - ② 利用者が自らの利用者情報の取扱いに関する情報を十分に得て、アプリケーションの利用に関し適切に判断し、行動することを支援すること

1.1.2. 定義

- ① 利用者情報
 - 利用者の識別に係る情報、利用者の通信サービス上の行動履歴に関する情報、利用者の状態に関する情報など、スマートフォンにおいてスマートフォンの利用者の情報と結びついた形で生成、利用又は蓄積されている情報(電話帳等の第三者に関する情報を含む。)の総称。
- ② OS
 - コンピュータシステム全体を管理するソフトウェアで、基本的な機能を提供するもの。
- ③ アプリケーション
 - 通話やEメールなどのコミュニケーションツール、写真・ゲームなどの様々な機能をスマートフォンで実行するための利用者向けソフトウェア(OSを除く)。
- ④ アプリケーション提供者
 - アプリケーションを提供する事業者又は個人。
- ⑤ アプリケーション提供サイト
 - アプリケーションを提供するウェブサイトのことで、利用者はこのサイトからアプリケーションをダウンロードする。

⑥ 情報収集モジュール

- アプリケーションに組み込んで利用される一連のプログラムであって、利用者情報を取得するための機能を持つものをいう。

⑦ 情報収集モジュール提供者

- アプリケーション提供者に対し、情報収集モジュールを提供する事業者(当該事業者がアプリケーション提供者に当たる場合を除く。)

⑧ アプリケーション提供者等

- アプリケーション提供者及び情報収集モジュール提供者の総称。

⑨ 関係事業者等

- スマートフォンをめぐるサービス提供に関係している事業者等。具体的には、アプリケーション提供者、情報収集モジュール提供者、アプリケーション提供サイト運営事業者・OS提供事業者、移動体通信事業者、端末製造事業者、その他関係しうる事業者等(アプリケーション紹介サイト運営者、広告関係事業者等)のこと。

【補足】

1. 利用者情報の取得の有無による区別について

本指針の適用対象たるアプリケーション提供者及び情報収集モジュール提供者には、スマートフォンから利用者情報を自ら取得しない者も含まれる。これは、例えば、アプリケーション提供者がプライバシーポリシーを掲示等していない場合、アプリケーション提供者が利用者情報を取得していないためプライバシーポリシーを掲示等していないのか、利用者情報を取得しているにもかかわらずプライバシーポリシーを掲示等していないのかが不明であること、及び、アプリケーション提供者が利用者情報を取得しない場合であっても、情報収集モジュールにより利用者情報がスマートフォン外部に送信され情報収集モジュール提供者による取得となる場合があることなどに鑑み、利用者が自らの利用者情報の取扱いに関する情報を十分に得て、アプリケーションの利用に関し適切に判断し、行動することを支援するという本指針の趣旨に鑑みたためである。ただし、スマートフォンから利用者情報を自ら取得しない場合には、本指針の取得を前提とした箇所は、適用されない。

2. 「取得」について

この指針の適用については、アプリケーション上において利用者本人が自ら利用者情報を登録するか、利用者情報が自動的にアプリケーションの外部に送信されるかにかかわらず、スマートフォン外部へのアプリケーション提供者等に対する利用者情報の送信があれば、通常、当該アプリケーション提供者等による取得があったといえる¹。

3. 広告関係事業者について

広告関係事業者は、その事業形態にもよるが、アプリケーション提供者又は情報収集モジュール提供者に当たる場合が多いと考えられる。

⑩ プライバシーポリシー

- 関係事業者等が個人情報保護又はプライバシー保護を推進する上での考え方や方針を明らかにする文書。本指針においては、スマートフォンにおいて提供されるアプリケーションや情報収集モジュールについて、具体的な取得情報の項目、利用目的等を記載したものを想定している。

⑪ 通知又は公表

- 「通知」は、書面(郵送等)、電子メール、ファクシミリ、口頭(電話等)等のいずれかの方法で個別に伝えること。「公表」は、官報・公報・新聞紙等への掲載、インターネット上での公表、パンフレットの配布、窓口等への書面の掲示・備付等のいずれかの方法により公にしておくこと(スマートフォンの場合、通知は書面、電子メールやアプリによるポップアップ等、公表はアプリケーション上又はウェブサイト等へのリンクを張ること等により行うことが想定される。)。

⑫ 個別の情報に関する同意取得²

- アプリケーション(組み込まれた情報収集モジュールを含む。以下同じ。)により取得される個別の情報(電話帳、位置情報等)について、取得や取扱いについて独立した形で同

¹ スマートフォン外部へのアプリケーション提供者等に対する利用者情報の送信があれば、通常、当該アプリ提供者等は当該利用者情報を利用可能となる。個人情報保護法において、「提供」とは、「個人データ、保有個人データ又は匿名加工情報を、自己以外の者が利用可能な状態に置くこと」とされており(個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(平成28年11月策定。平成29年3月一部改正 個人情報保護委員会)(以下「個人情報保護委員会ガイドライン」という。))、個人情報を利用可能な状態となる場合には、その個人情報を取得したものと考えられる。

² 同意取得の方法について、個人情報保護法においては、「事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなくてはならない」とされており(個人情報保護委員会ガイドライン参照)、事案に応じて適切な同意取得の方法を検討する必要がある。プライバシー上の懸念が生じうる情報に係る同意取得においても、同様に、情報の性質等に鑑み事案に応じた検討が必要となる。

意を取得すること。³

1.1.3. 本指針の対象者

- 本指針は、アプリケーション提供者等を中心として、スマートフォン上の利用者情報の取扱いに係るあらゆる関係事業者等において、それぞれの役割に応じた形で適用されることを想定している。なお、アプリケーション提供サイト運営事業者・OS 提供事業者、移動体通信事業者、端末製造事業者、その他関係する事業者等がアプリケーション又は情報収集モジュールを提供し、利用者情報を直接取得する場合、当該事業者等は、アプリケーション提供者又は情報収集モジュール提供者に該当し、それぞれの取組みを行うものとする。

1.1.4. 基本原則

- スマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、アプリケーション提供者等は、次に掲げる基本原則に従うことが望ましい。

① 透明性の確保

- 利用者情報の取得・保存・利活用及び利用者関与の手段の詳細について利用者に通知し、又は容易に知りうる状態に置く。利用者に通知又は公表あるいは利用者の同意を取得する場合、その方法は利用者が容易に認識かつ理解できるものとする。

② 利用者関与の機会の確保

- その事業の特性に応じ、その取得する情報や利用目的、第三者提供の範囲等必要な事項につき、利用者に対し通知又は公表あるいは同意取得を行う。また、利用者情報の取得停止や利用停止等の利用者関与の手段を提供するものとする。

③ 適正な手段による取得の確保

- 利用者情報を適正な手段により取得するものとする。

④ 適切な安全管理の確保

- 取り扱う利用者情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の利用者情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じるものとする。

⑤ 苦情相談への対応体制の確保

- 利用者情報の取扱いに関する苦情相談に対し適切かつ迅速に対応するものとする。

³ アプリケーションに係るプライバシーポリシー等に基づき、アプリケーションの利用者情報の取得や取扱いについて一括して同意を取得するアプリケーションに関する同意取得とは異なることに留意。

⑥ プライバシー・バイ・デザイン

- 開発時から、利用者の個人情報やプライバシーが尊重され保護されるようにあらかじめ設計するものとする。利用者の個人情報やプライバシーに関する権利や期待を十分認識し、利用者の視点から、利用者が理解しやすいアプリケーションやサービス等の設計・開発を行うものとする。

【補足】

個人情報保護法における個人情報への該当性について

個人情報保護法において「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報（※）であつて」、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と定義されており、同法第2条第1項第2号も含めて特定の個人の識別性（以下「個人識別性」という。）の有無が「個人情報」該当性の要件となる。

※本欄では生存する利用者に関する情報を想定する。

【個人識別性がある場合】

スマートフォンからアプリケーション提供者等が取得する利用者情報に個人識別性がある場合、個人情報となる。例えば、電話帳においては、一般的には氏名、電話番号、メールアドレス等の連絡先が結びつけられ個人識別可能な形で登録される場合が多く、一般的にこれを取得すると個人情報を含む内容を取得することになると考えられる。契約者情報も、一般的に、氏名、住所等を含み個人の識別が可能であるためこれを取得すると個人情報として取り扱う必要があると考えられる。

【他の情報と容易に照合し個人識別性を獲得する場合】

また、スマートフォンからアプリケーション提供者等が取得する利用者情報単体でみた場合に個人識別性がない場合であっても、取得した者が有している情報等、他の情報と容易に照合し個人識別性を獲得する場合などには個人情報となる場合がある。例えば、電話番号、メールアドレス、契約者・端末固有 ID、ログイン ID などが情報単体では個人識別性がない場合でも、契約者の氏名等個人情報と容易に結びつく場合には個人識別性を獲得する。

スマートフォンの契約者・端末固有 ID は通常、契約や端末によって一義的に決まり、利用者側が変更することが困難である（不変性がある）上、様々なアプリケーション提供者等により取得される可能性（共用性）がある。このことから、多くの関係事業者等

が特定のスマートフォンの契約者・端末固有 ID を用いて各々個人情報やプライバシー情報を蓄積する可能性が指摘されている。不変性、共用性のある契約者・端末固有 ID については、個人識別性を獲得する可能性もある。

なお、クッキー技術を用いて生成された識別符号については、ウェブサイトは自ら保存したクッキーのみを読み出す設計となっている。利用者側で容易に変更可能であること、一定の期間のみの利用であることから、契約者・端末固有 ID に比べると、個人識別性を取得する蓋然性は低いと考えられている。

また、ログインのための識別情報は、通常、単なる数字や記号等、それ単体では個人識別性を有しない。

上記の各 ID のいずれについても、それ自体にアルファベットの氏名を含むような場合には、個人識別性を有することがある。

【行動履歴や利用履歴に関する情報】

行動履歴や利用履歴に関する情報としては、GPS や基地局・Wi-Fi アクセスポイント情報に基づく位置情報、通信履歴（通話内容・履歴、メール内容・送受信内容等）、ウェブページ上の行動履歴などが蓄積される場合がある。また、アプリケーションの利用により蓄積される情報やアプリケーションの利用ログ、システムの利用に関するログなどが蓄積されることもある。これらは、それ自体で一般には個人識別性を有しないことが多いと考えられるが、長期間網羅的に蓄積した場合等において、態様によって個人が推定可能となる場合もある。移動履歴は、短期間のものでも、自宅、職場等の情報と等価になる場合がある。また、大量かつ多様なこれらの履歴の集積については、個人の人格と密接に関係する可能性が指摘される。

【図表 1：スマートフォンにおける利用者情報の性質と種類】

区分	情報の種類	情報の種類	利用者による 変更可能性	個人識別性等
第三者に関する情報	電 話 帳 で管理されるデータ	氏名、電話番号、メールアドレス等	×～△	電話帳には一般に氏名、電話番号等が登録されることが多く、個人識別性を有している場合が多い。
利用者の識別に係る情報	氏名、住所等の契約者情報	氏名、生年月日、住所、年齢、性別、電話番号等の情報や、クレジットカード番号等の個人信用情報等	×～△	契約者情報には一般に氏名、住所等が含まれており、個人識別性を有している場合が多い。
	ログインに必要な識別情報	各種サービスをネット上で提供するサイトにおいて、利用者を特定するためにログインさせる際に利用される識別情報	△～○ 利用者が必要に応じて変更・修正を行うことが可能	・ ログインのための識別情報は変更可能な場合もあり。 ・ ログインのための識別情報は、氏名等個人識別性を有する場合もあり、単なる数字や記号等で単体では個人識別性を有さない場合もある。
	クッキー技術を用いて生成された識別情報	ウェブサイト訪問時、ウェブブラウザを通じ一時的に PC に書き込み記録されたデータ等	○ 利用者が必要に応じて削除することが可能	・ 利用者がウェブブラウザ上で削除やオプトアウトを行うことが可能。 ・ 単体では個人識別性を有しないが、発行元等において他情報と照合し個人識別性を有する場合がある。
	契約者・端末固有 ID	OS が生成する ID (Android ID)、独自端末識別番号 (UDID)、加入者識別 ID (IMSI)、IC カード識別番号 (ICCID)、端末識別 ID (IMEI)、MAC アドレス等	× 端末交換や契約変更をしない限り変更が困難	・ スマートフォンの OS やシステムプログラム、SIM カード、端末そのもの等に割り振られ管理される。利用者は端末交換や契約変更をしない限り変更困難。 ・ 単体では個人識別性を有しない。他の情報と容易に照合できる場合、個人識別性を獲得する。 ・ 同一 ID に紐付けて行動履歴や位置情報を集積す

				る場合、プライバシー上の懸念が指摘される。
	広告 ID	IDFA (Identification For Advertisers)、AdID (Advertising ID)	○ 利用者が必要に応じて変更・修正を行うことが可能	・単体では個人識別性を有しない。他の情報と容易に照合できる場合、個人識別性を獲得する可能性がある。 ・利用者が OS の設定でオプトアウトを行うことが可能。
通信サービス上の行動履歴や利用者の状態に関する情報	通信履歴	通話内容・履歴、メール内容・送受信履歴	×～△ 端末や電気通信事業者のサーバーにおいて管理	・通信相手、記録の性質等により個人識別性を有する場合がある。 ・電気通信事業者の取扱い中のものは通信の秘密の保護の対象。 ・通信履歴はプライバシー上の懸念が指摘される。
	ウェブページ上の行動履歴	利用者のウェブページ上における閲覧履歴、購買履歴、検索履歴等の行動履歴	×～△ 端末やウェブページ管理者、アプリケーション提供者等のサーバーにおいて管理	・利用者の行動履歴や状態に関する情報については、内容・利用目的等によりプライバシー上の懸念が指摘される。 ・相当程度長期間にわたり時系列に蓄積された場合等、態様によって個人が推定可能になる可能性がある。
	アプリケーションの利用履歴等	アプリケーションの利用履歴・記録されたデータ等、システムの利用履歴等		
	位置情報	GPS 機器によって計測される位置情報、基地局に送信される位置登録情報		
	写真・動画等	スマートフォン等で撮影された写真、動画		・内容、利用目的等によりプライバシー上の懸念がある。 ・個人が判別できる写真・動画等は、個人情報に該当する。

外国事業者について 近年は外国事業者によるアプリケーションや情報収集モジュールの提供が多く行われている。この点について、個人情報保護法第 75 条においては、外国にある個人情報取扱事業者のうち、日本の居住者等国内にある者に対して物品やサービス提供を行い、これに関連してその者を本人とする個人情報を取得した者が、外国においてその個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法における利用目的の特定や通知等（第 15 条、第 16 条、第 18 条（第 2 項を除く。）、安全管理措置に係る規定（第 20 条～第 22 条）、第三者提供の制限（第 23 条）、保有個人データに関する事項の公表等（第 27 条）、開示・訂正・利用停止等（第 28 条～第 33 条）等が適用されることとなっている。

また、利用規約等において、専属的合意管轄裁判所を外国裁判所とし、準拠法を外国法としている場合においても、消費者である利用者からの訴訟提起の際や、不法行為に基づく請求の際には、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められ、準拠法を日本国法とされる可能性がある。

したがって、外国事業者であっても、我が国においてサービスを提供する場合には、本指針を参照すべきである。

1.2. アプリケーション提供者等における取組

(アプリケーション提供者及び情報収集モジュール提供者)

1.2.1. アプリケーション提供者の取組

《期待される役割》

- アプリケーション提供者は、利用者情報を取得する場合、自身の利用者情報の取扱いに責任を負っていると考えられる。
- 加えて、アプリケーション提供者は、アプリケーションが取得可能な情報についてコントロールできる立場にあり、また、アプリケーションのダウンロード時や起動時に利用者に対して情報提供・周知啓発を行う機会を有するため、自身が提供するアプリケーションが取得・利用する利用者情報を理解し、透明性の確保を行うことが期待される。
- アプリケーションに組み込む情報収集モジュールに関しても、自己の意思で組み込み、情報収集モジュールから利益を得ている場合もあることから、情報収集モジュールの組み込みにあたって上記の点に十分に配慮するとともに、情報収集モジュールの透明性の確保や利用者関与の機会を確保することができるよう、情報収集モジュール提供者と協力することが期待される。
- なお、利用者情報を取得しないアプリケーション提供者においても、利用者に対し、利用者情報を取得していない旨等を、あらかじめ通知又は公表することが適切であり、また、そのアプリケーションに組み込まれた情報収集モジュールにより利用者情報の取得が行われる場合は、その旨をあらかじめ通知又は公表することが適切である。

《具体的な取組内容》

1.2.1.1. プライバシーポリシーの作成

- アプリケーション提供者は、個別のアプリケーションや情報収集モジュールについて、以下の①から⑧までの事項について明示するプライバシーポリシーをあらかじめ作成し、利用者が容易に参照できる場所に掲示又はリンクを張る。

① アプリケーション提供者の氏名、名称、連絡先等

- アプリケーション提供者の氏名、名称、連絡先等を記載する。

② アプリケーション提供者が取得する利用者情報の項目等

- アプリケーション提供者が利用者情報を取得する場合に、スマートフォン外部への送信等により取得する旨を記載するとともに、その取得する利用者情報の項目・内容を列挙する。アプリケーション提供者が利用者情報を取得しない場合は、その旨を記載する。

③ アプリケーション提供者による取得方法

- アプリケーション提供者が利用者情報を取得する場合に、利用者の入力によるものか、アプリケーションがスマートフォン内部の情報を自動取得するものなのか等を示す。

④ 利用目的の特定・明示

- アプリケーション提供者が利用者情報を取得する場合に、利用者情報を、アプリケーション自体の利用者に対するサービス提供(提供するサービス概要を簡単に記載する等)のために用いるのか、広告配信・表示やマーケティング目的のために取得するのか、それら以外の目的のために用いるのかを明確に記載する。
 - アプリケーション自体が利用者に提供するサービス以外の目的のために利用する場合については、利用者が利用目的や利用方法を容易に想定できないことから、利用目的と取得する利用者情報の項目の関係について丁寧な説明を行うこととする。
 - 広告配信・表示やマーケティング目的のために利用者情報の取得を行う場合には、適正にその目的を明示する。利用者に対してターゲティング広告等の配信を行う場合にはその旨記載する。
 - 現段階では利用目的が明確ではなく、将来的な活用を見込んで利用目的の範囲を定めず様々な利用者情報を取得することは、利用目的が特定されているとはいえないため、適切ではない。想定される利用目的の範囲をできるだけ特定し利用者に通知又は公表あるいは同意取得をした上で、その範囲で情報を取得し取り扱う。

⑤ 第三者提供、外国の第三者に対する提供、共同利用及び情報収集モジュールに関する記載事項

[第三者提供に関する記載事項]⁴

- アプリケーション提供者が取得した利用者情報を第三者提供する場合、第三者への提供を利用目的とすること及び第三者に提供される利用者情報の項目等を明確にプライバシーポリシーに記載する。

[外国の第三者に提供する場合の記載事項]⁵

⁴アプリケーション提供者が取得した利用者情報を第三者提供する場合、あらかじめ本人の同意を取得することが適切である。ただし、本指針では具体的には取り扱わないが、オプトアウトによる第三者提供を否定するものではない。

⁵個人データに該当する利用者情報を外国（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）で定める外国を除く。）にある第三者（同規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。）に提供する場合、個人情報保護法により、原則として、外国にある第三者への提供を認める旨の同意の取得があらかじめ必要になることに留意。

- 外国にある第三者に利用者情報を提供する場合(第三者提供のほか、委託先や共同利用相手へ提供する場合を含む。)には、外国にある第三者に提供する旨をプライバシーポリシーに記載する⁶。

[共同利用する場合の記載事項]

- アプリケーション提供者が、特定の者と利用者情報を共同利用する場合には、①共同利用をする旨、②共同利用される利用者情報の項目、③共同して利用する者の範囲⁷、④利用する者の利用目的⁸、及び⑤当該利用者情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称⁹を明確にプライバシーポリシーに記載する。

[情報収集モジュールに関する記載事項]

- 情報収集モジュール提供者の提供する情報収集モジュール(以下単に「情報収集モジュール」という。)が組み込まれていない場合は、アプリケーション提供者以外の第三者が情報収集モジュールを用いて利用者情報を取得しない旨を記載する。
- アプリケーション提供者が情報収集モジュールを組み込む場合、アプリケーションを通じた情報収集の実態について明らかにする上で、アプリケーション提供者は、自らが組み込んでいる情報収集モジュールを用いたサービスの名称、提供者等の基本的な情報について、利用者に対して説明する。
- 具体的には、アプリケーション提供者は、アプリケーションに情報収集モジュールを組み込んでいる場合、アプリケーションのプライバシーポリシーにおいても、①組み込んでいる情報収集モジュールを用いたサービスの名称、②情報収集モジュール提供者の名称、③取得される利用者情報の項目、④利用目的、⑤第三者提供・共同利用の有無等¹⁰について情報収集モジュールごとに記載するとともに、各情報収集モジュール提供者のプ

⁶ 次の場合に該当するときは、記載不要。

①当該外国が、日本と同等水準の個人情報保護の制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものである場合(※ 現時点では不存在)

②当該第三者が次のいずれかの基準を満たす場合

i)当該外国の第三者における利用者情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法(契約等)により、個人情報保護法第4章第1節(第15条ないし第35条の個人情報取扱事業者の義務)の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

ii)当該外国の第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること(※ APECの越境プライバシールール(CBPR)システムの認証を取得していること)。

③個人情報保護法第23条第1項各号のいずれかに該当する場合

⁷ 共同利用する者の範囲には、必ずしも共同利用者の名称等を個別に全て列挙する必要はないが、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。

⁸ 利用目的は、全て記載する必要がある。利用者情報の項目によって利用目的が異なる場合は、項目ごとに利用目的を区別して記載することが望ましい。

⁹ 全共同利用者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する者の氏名又は名称を記載する。

¹⁰ 情報収集モジュールにより③取得される情報の項目、④利用目的、⑤第三者提供・共同利用の有無等について、情報収集モジュールのプライバシーポリシーやウェブサイト等に明示されている場合、そのリンクを張る等により代えることも可能。

プライバシーポリシーにリンクを張るなどして容易に見られるようにする。なお、その際、情報収集モジュールによりスマートフォン外部に利用者情報が送信される旨が分かるように記載する。

⑥ 同意取得の方法及び利用者関与の方法

- 同意取得の方法:同意取得の対象となる利用者情報の範囲・取扱方法等について記載する。
- 利用者関与の方法:利用者情報の利用を中止する方法等を記載する。
 - アプリケーション提供者による利用者情報の利用を中止してほしい場合に、アプリケーションそのものをアンインストールする以外に方法がないときは、その旨記載する。
 - アプリケーションを使用しながら、アプリケーション提供者による利用者情報の取得が中止される方法がある場合、又は利用者情報の取得は継続されるがその利用が中止される方法がある場合には、そのいずれであるかが分かるようにして記載するものとする。

⑦ 問合せ窓口

- アプリケーション提供者が利用者情報を取得する場合に、利用者情報の取扱いに関する問合せ窓口の連絡先等(電話番号、メールアドレス等)を記載する。

⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

- プライバシーポリシーの変更を行った場合の通知方法等を記載する。

【補足】

プライバシーポリシーは、基本原則に定められた「透明性の確保」や「利用者関与の機会の確保」等を実現するための中核となる手段である。そのため、アプリケーション提供者の取組として、まずプライバシーポリシーの具体的な作成項目を示している。

様々な利用者情報が大規模に蓄積されるスマートフォンにおいては、アプリケーションのプライバシーポリシーについては原則として企業全体のプライバシーポリシーやアプリケーションの利用規約と別に策定されることが望ましい。また、アプリケーションのプライバシーポリシーを策定する際には、企業全体のプライバシーポリシーや当該アプリケーションの利用規約との整合性について確認し、必要に応じて調整を行うことが期待される。

なお、利用者から見た際に、利用者情報の取得がされないためプライバシーポリシーを作成・公表していないのか、取得がされているにもかかわらず作成・公表していないのか不明確であると利用者が不安になる可能性があるため、利用者が自らの利用者情報の取扱いに関する情報を十分に得て、アプリケーションの利用に関し適切に判断し、行

動することを支援するという本指針の趣旨に鑑み、利用者情報をアプリケーション提供者が取得していない場合においてもプライバシーポリシーを通知又は公表することが望ましい。具体的には、アプリケーション提供者が利用者情報を取得していない場合には、①、②、④（情報収集モジュールに関する部分に限る。）及び⑦を記載したプライバシーポリシーへのリンクを張る、又はアプリケーション提供サイトのアプリケーション紹介文において記載するなどして公表することが考えられる。

1.2.1.2. プライバシーポリシー等の運用

（１） 通知・公表又は同意取得の方法

【一般的な取扱い】

- アプリケーション提供者は、プライバシーポリシーを定め公表するとともに、アプリケーションをダウンロードしようとする者が容易に参照できる場所に掲示又はリンクを張る。¹¹
- アプリケーションをダウンロードしようとする者がスマートフォンの画面上で容易に理解できるように、プライバシーポリシーの分かりやすい概要を作成して利用者が容易に参照できる場所に掲示又はリンクを張ることが望ましい（概要から詳細なプライバシーポリシーへリンクを張る方法なども有用である）。
- プライバシーポリシーによる通知又は公表あるいは同意取得は、原則として利用者がアプリケーションをダウンロードあるいはインストールしようとする前に行うこととする。それらの時点で行うことが難しい場合には、初回起動時に処理が実行される前に行うものとする。
- 特に同意取得を要する利用者情報¹²については、アプリケーションをダウンロードあるいはインストールする前、初回起動時に処理が実行される前など、当該情報を取得するための処理が実行される前に同意取得が行われるように設計する。
- アプリケーションに関する OS によるパーミッションは一般にアプリケーションがどのような情報にアクセスするかを示しているが、利用目的やスマートフォン外部への送信・第三者提供・共同利用の有無等の項目の記載がない場合には、OS によるパーミッションのみでは本項に示す通知又は公表あるいは同意取得として十分ではない¹³。OS によるパーミッ

¹¹ アプリケーションをダウンロードした後に利用者がプライバシーポリシーを確認した場合、既に利用者情報が取得されている可能性があるため、利用者がアプリをダウンロードする前に通知又は公表することが望ましい。なお、原則としてアプリケーション提供サイト（Google Play など）のアプリケーション紹介ページにプライバシーポリシーへのリンクを張ることが望ましい。ただし、アプリケーションの利用開始後に利用者がプライバシーポリシーを容易に確認することを可能とするため、アプリケーション内にもプライバシーポリシーが掲示されていることが望ましい。

¹² 病歴、健康診断等の要配慮個人情報に該当する利用者情報を取得する場合、個人情報保護法により原則として同意の取得が必要になることに留意。

¹³ OS のパーミッション等において、実際に取得される情報の項目及び利用目的等が具体的に記載されるような形式がとられた場合等には、当該パーミッションにより通知・同意を行う可能性もある。

ションが表示される際に別途¹⁴アプリケーション提供者が作成したプライバシーポリシーのリンク先を示すなどの方法により通知又は公表を行うか、必要に応じて個別の情報に関する同意取得等を行うことが適切である。

【同意取得等を要する利用者情報の取扱い】

- アプリケーション提供者が取得する利用者情報であって、プライバシー性が高いと考えられる情報のうち、現状の利用実態を踏まえ代表的なものの取扱いについて、以下のとおり個別に対応する。

① 個人情報を含む電話帳 目的に応じ必要とされる範囲（フィールド）を限定するとともに、プライバシー侵害を回避する観点から、個別の情報に関する同意取得を行う¹⁵。

② アプリケーションが提供するサービス¹⁶への利用以外の目的で、個人と結びつきうる形で GPS の位置情報¹⁷などを取得する場合 プライバシー侵害を回避する観点から、個別の情報に関する同意取得を行う。

③ 通信内容・履歴、メール内容・送受信履歴等の通信履歴の取得 通信相手等の個人識別性を有する場合があること、及び通信の内容を含むプライバシー侵害を回避する観点から、個別の情報に関する同意取得を行う。¹⁸

④ スマートフォンのアプリケーションの利用履歴¹⁹やスマートフォンに保存された写真・動画 アプリケーションによるサービス提供のために必要な範囲で用い

¹⁴ OS のパーミッションを表示する際に合わせて表示される自由記入欄にプライバシーポリシーを表示することも一案と考えられる。

¹⁵ その場合であってもこれらの情報は第三者に関する個人情報を含むにもかかわらず、一方当事者である利用者の同意のみしか得られていないため、利用者の一定の責任を免れない場合もあると考えられる。

¹⁶ 原則として位置連動型の広告はアプリケーションが提供するサービスとは別と認識される。一方、例外的に、位置連動によるクーポン等を取得することそのものを目的としているアプリケーションであって、利用者が位置情報を提供することによりクーポンを付与されることを理解しそのサービスを利用している場合には、アプリケーションが提供するサービスと考えられる可能性がある。

¹⁷ 位置情報の同意取得については、例えば、総務省の「位置情報プライバシーレポート～位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的利活用の両立に向けて～」(平成26年7月)も参考となり得る。また、電気通信事業者においては、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン第35条も合わせて参照されたい。

¹⁸ 通信の相手方や内容に含まれる第三者の同意を得ない場合に、アプリケーション提供者等や利用者が一定の責任を免れないこともあると考えられる。

¹⁹ アプリケーションの品質向上等のために当該アプリケーションの利用履歴等を活用することは、アプリケーションにより提供されるサービス提供の一環と考えられるため、プライバシーポリシー等に明示しアプリケーションに関する通知又は公表あるいは同意取得を行うことで可能である。一方、他アプリケーションの利用履歴等については、個別の情報に関する同意取得を行うことが望ましい。

られる場合を除き、プライバシー侵害を回避する観点から、個別の情報に関する同意取得を行う。

⑤ 契約者・端末固有 ID など、契約や端末に対して一義的に指定・作成され、利用者側で変更が困難であるが、幅広い主体により利用される可能性があるものが ID などの情報を取得するアプリケーション提供者等において個人識別性を有する情報と結びつきうる形で利用される場合 同一 ID の上に様々な情報が時系列的に蓄積し得ること、当該アプリケーション提供者等又は第三者において個人識別性を有する可能性があることから、個人情報保護法への抵触やプライバシー侵害の可能性を考慮し、個人情報に準じた形で取り扱うことが適切と考えられる。具体的には、取得される項目及び利用目的を明確に記載し、その目的の範囲内で適正に扱うこととする。

【補足】

1. プライバシーポリシー等の運用

プライバシーポリシーにより、利用者に対し、利用者情報の取得等に関して説明することは、アプリケーション提供者が社会の信頼を確保するために重要である。

個人情報の保護に関する基本方針では、プライバシーポリシー等を策定・公表することにより、「個人情報を目的外に利用しないことや苦情処理に適切に取り組む等を宣言するとともに、事業者が関係法令等を遵守し、利用目的の通知・公表、開示等の個人情報の取扱いに関する諸手続について、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することが、事業活動に対する社会の信頼を確保するために重要である」ことが示されている。

さらに、電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドラインにおいては、「電気通信事業者は、アプリケーションソフトウェア（以下「アプリケーション」という。）を提供する場合において、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表することが適切である」ことが定められており、事業者単位でのプライバシーポリシーではなく、アプリケーション単位でプライバシーポリシーを定め、公表することが示されている。

こうした観点により、1.2.1.1.プライバシーポリシーの作成において、具体的なプライバシーポリシーの項目を示しているが、プライバシーポリシーは、あくまでも手段であり、適切に運用されて初めて、利用者の信頼を得ることができるとともに、アプリケーション提供者の関係法令等の遵守に資するものである。そこで本節では、プライバシーポリシー等の運用に係わる具体的な取組を示した。

2. プライバシーポリシーの掲示場所等

プライバシーポリシー等を適切に運用し、透明性を高めるためには、利用者が容易に

プライバシーポリシーを確認できることが重要である。そのような観点から、容易に参照できる場所に掲示又はリンクを張ることを求めている。

3. 通知・公表又は同意取得のタイミング

まず、アプリケーションをダウンロードした後にプライバシーポリシーを確認した場合、既に利用者情報が取得されている可能性があるため、利用者がアプリケーションをダウンロードする前に通知又は公表することが望ましい。なお、原則としてアプリケーション提供サイト（Google Play など）のアプリケーション紹介ページにプライバシーポリシーへのリンクを張ることが望ましいが、一方で、アプリケーションの利用開始後に利用者がプライバシーポリシーを容易に確認することを可能とするため、アプリケーション内にもプライバシーポリシーが掲示されていることが望ましい。

4. 同意取得等を要する利用者情報の取扱い

「プライバシー情報の収集について、本人の同意がある場合や、収集方法等に照らして定型的に推定的同意があると認められる場合には、人格的自律ないし私生活上の平穩を害する態様で収集されたということはできない」（東京地判平成 22 年 10 月 28 日 客室乗務員 DB 事件）といった裁判例など、プライバシー性の高い情報を取得・利用・提供する場合、本人の同意があればプライバシー権侵害に当たらない場合がある。そのような観点から、アプリケーション提供者等がプライバシー性の高い利用者情報を取得する場合には、個別の利用者情報に関する同意を取得することによりプライバシー侵害を回避しうる。

有効な同意と認められるかは、事案に応じて検討が必要である。例えば、アプリケーションに関する OS によるパーミッションにより「アプリケーションが当該情報にアクセスする権限」に対する許諾を得たとしても、「利用目的」、「利用者情報の外部送信」及び「第三者提供」について説明がない場合には、単体では第三者提供に係る同意取得の条件を満たしているとはいえないとの指摘がある。

（２） 利用者関与の方法

- 利用者情報が、プライバシーポリシーに反して、取得され又は取り扱われていることが明確である場合などについては、利用者からの申出を受け利用の停止又は消去を行うものとする。
- 利用者が利用者情報の範囲・取扱方法について同意した場合であっても、その同意の後に当該同意の撤回などができる機会を提供するよう努める。

(3) アプリケーションの更新等によるプライバシーポリシーの変更

- アプリケーションの更新等によりプライバシーポリシーを変更する場合は、利用者に対し、通知することが適切である。
- アプリケーションの更新等によりプライバシーポリシーに定めた利用目的から関連性を有する範囲を超えて利用目的が変更となる場合には、利用者から同意を取得するものとする。
- なお、アプリケーションの更新等により、当初の同意取得の対象であった利用者情報の範囲・取扱方法が変更される場合には、利用者から同意を取得するものとする。

1.2.1.3. 苦情相談への対応体制の確保

- 利用者情報を取得するアプリケーション提供者は、利用者情報の取扱いに関する苦情や相談の適切かつ迅速な処理に努める。具体的には、苦情相談の窓口・連絡先を設置するなど必要な体制の整備に努める。

[情報収集モジュールを組み込む場合の取扱い]

- アプリケーション提供者は、利用者から、情報収集モジュール提供者による利用者情報の取扱いに関する苦情相談があった場合であって、自らその苦情相談を処理することができないときは、情報収集モジュール提供者の相談窓口・連絡先に利用者を誘導することが望ましい。

1.2.1.4. 適切な安全管理措置

- 取り扱う利用者情報が漏えい、滅失又はき損の危険にさらされないように、利用者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。
- 利用目的に必要な期間に限り保存し、目的達成等により不要となった際には、適切に消去するものとする。
- 利用者がアプリケーションをアンインストール等したことが判明した後のデータの保存期間、その後の処理等についてあらかじめ定めておくものとする。
- 利用者情報を取得するアプリケーション提供者が、利用目的の達成に必要な範囲において、利用者情報の取扱いの全部又は一部を外部委託する場合は、委託先における利用者情報の取扱いの安全管理についても監督するものとする。

1.2.1.5. アプリケーションの開発時における留意事項

- アプリケーション提供者は、利用者の個人情報やプライバシーが尊重され保護されるように、アプリケーションの企画及び設計の段階から、当該アプリケーションにおける利用者情報の取り扱われ方について検討し、適切な仕組みをアプリケーションに組み込むことが望ましい。

- アプリケーション提供者がアプリケーションの開発を委託する場合、委託先とともに利用者情報取扱いに関する要求事項を整理し、当該要求事項がアプリケーションに組み込まれるよう指示し、監督することが望ましい。加えて、アプリケーション提供者は、あらかじめプライバシーポリシーを作成するとともに、委託先からのアプリケーションの納品を受ける際に、プライバシーポリシーの記載事項とアプリケーションの挙動が一致するかを検証することが望ましい。

1.2.2. 情報収集モジュール提供者の取組

《期待される役割》

- 情報収集モジュール提供者は、利用者情報を取得する場合、自身の利用者情報の取扱いに責任を負っていると考えられる。
- 加えて、情報収集モジュール提供者は、情報収集モジュールの挙動や取得した情報の利用に一義的に関与していることから、情報収集モジュールの利用者情報の取扱いに関する透明性等が確保されるようアプリケーション提供者を支援することが期待される。

《具体的な取組み内容》

1.2.2.1. プライバシーポリシーの作成

- スマートフォンから利用者情報を収集する情報収集モジュール提供者は、1.2.1.1 を踏まえ、プライバシーポリシーを作成するものとする。その際、1.2.1.1 の適用に当たっては、適宜、「アプリケーション提供者」を「情報収集モジュール提供者」と、「アプリケーション」を「情報収集モジュール」と読み替えるものとする。

1.2.2.2. プライバシーポリシーの運用等

- 1.2.1.2 を踏まえて、プライバシーポリシーの運用等を実施することが望ましい。その際、1.2.1.2 の適用に当たっては、適宜、「アプリケーション提供者」を「情報収集モジュール提供者」と読み替えるものとする。
- ただし、アプリケーションの利用者に対する通知又は公表あるいは同意取得に関しては情報収集モジュール提供者自身が実施することは困難だと考えられ、アプリケーション提供者を介して行われることが想定されるため、情報収集モジュール提供者は、関連する内容を含むプライバシーポリシーを公表し、アプリケーション提供者へ通知するものとする。
- アプリケーションの利用者から、情報収集モジュール提供者に対し、取得した利用者情報に関する問合せ又は取得した利用者情報の削除等の申出があった場合、必要に応じ

てアプリケーション提供者と協力し、これに応じるものとする²⁰。

- プライバシーポリシーの内容について変更があった場合は、プライバシーポリシーを更新するものとする。プライバシーポリシーの内容について重要な変更があった場合には、プライバシーポリシーを更新し、公表するとともに、アプリケーション提供者へ通知するものとする。

1.2.2.3. 苦情相談への対応体制の確保及び適切な安全管理措置

- 苦情相談への対応体制の確保及び安全管理措置については、1.2.1.3 及び 1.2.1.4 を踏まえて取り組むものとする。

1.3. 行動ターゲティング広告に関する特記事項

- 広告関係事業者が行動ターゲティング広告を配信する場合は、行動履歴や利用履歴等の利用者情報を取得し、利用者の嗜好等を詳細に分析することがあり、利用者情報の蓄積期間や転々流通する範囲など利用者情報の取扱いの態様によっては、プライバシー侵害のリスクが高まることから、「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」の第二次提言(平成 22 年 5 月 26 日公表)において指摘されている。そのため、行動ターゲティング広告を配信する広告関係事業者は、利用者情報の取扱いに関して、より一層配慮することが期待され、当該提言において示された「配慮原則」を踏まえて作成された自主的なガイドラインを本指針を踏まえて見直したもの等に基づき取り組むものとする。

1.4. 他の関係事業者等における取組

- 適切な取扱いや利用者における安全・安心の向上のために、アプリケーション提供者等以外の関係事業者等についても、基本原則等を考慮しつつ、以下のような取組をそれぞれの立場で、また相互に協力しつつ進めることが望ましい。

²⁰ 本人確認が不可能な場合など適切かつ合理的な方法により当該申出に応じることが出来ない場合は、利用者に対し、その理由とともに応じることが出来ない旨を説明する。

1.4.1. アプリケーション提供サイト運営事業者、OS 提供事業者

- アプリケーション提供者等に対し、適切なプライバシーポリシー等の作成・公表等の対応を促す。
- プライバシーポリシー等の表示場所を提供するなど、アプリケーション提供者等に対し、適切な対応を行うように支援する。
- 必要に応じ関係事業者や業界団体等とも協力しつつ、アプリケーション提供者等に対し啓発活動を進める。
- 説明や情報取得の方法が適切ではないアプリケーションが判明した場合の対応(アプリケーション提供サイトから削除する等)を実施するとともに、連絡通報窓口を設置する。
- OS によるパーミッションがある場合、利用者に分かりやすい説明を行う努力を継続する。目的に応じ注意すべきパーミッション等がある場合、利用者が安全に利用できるための方策を検討する。
- アプリケーション提供サイトへのアプリケーションの登録審査時に本指針を踏まえた基準等を作成し、あらかじめ公表することが適切である。

【補足】

アプリケーション提供サイト運営事業者は、直接的には、情報の送信等に関与しておらず、プライバシー権侵害の主体ではない。しかし、アプリケーション提供サイトにおいて、仮にプライバシー侵害を行うアプリケーションが多数販売されているような場合、アプリケーション提供サイト運営事業者は、ユーザーに対して注意喚起その他の義務を負うと解される可能性があることから、アプリケーション提供者等に対する、各種取組を行うことが望ましい。

なお、アプリケーション提供サイトや OS の利用規約等において専属的合意管轄裁判所を国外の裁判所とし、準拠法を外国法としている場合においても、消費者である利用者からの訴訟提起の際や、不法行為に基づく請求の際には、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められ、準拠法を日本国法とされる可能性があることは既に述べたとおりである。

1.4.2. 移動体通信事業者・端末製造事業者

- スマートフォン販売時等に、既存チャンネルを通じて利用者に必要事項を周知する。
(例えば、従来の携帯電話との違い²¹、情報セキュリティやプライバシー上留意すべき点等の周知等)
- 移動体通信事業者のアプリケーション提供サイトにおいて、アプリケーション提供者等に

²¹ 水平分業モデルで PC と類似した自由度があるが、マルチステークホルダーで自己責任リスクがあるスマートフォンの違いを十分周知する必要がある。

対し、適切なプライバシーポリシー等の作成・公表等の対応を促す。プライバシーポリシー等の表示場所を提供するなど、アプリケーション提供者等に対し、適切な対応を行うように支援する。必要に応じ関係事業者や団体等とも協力しつつ、アプリケーション提供者等に対し啓発活動を進める。

- 移動体通信事業者のアプリケーション提供サイトにおいて、説明や情報取得の方法が適切ではないアプリケーションが判明した場合の対応（アプリケーション提供サイトから削除する等）を実施するとともに、連絡通報窓口を設置する。
- 今後「利用者」として増加する可能性があるのは、現在スマートフォンを使いこなしている層に加えて、ICT リテラシーに乏しい消費者、高齢者等と考えられることから、移動体通信事業者はリテラシーに応じたスマートフォンの機器やサービス設計、周知啓発活動を端末製造事業者との協力も考慮しつつ検討する。

【補足】

電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドラインでは、「電気通信事業者は、アプリケーションを提供するサイトを運営する場合において、当該サイトにおいてアプリケーションを提供する者に対して、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表するよう促すことが適切である」と定められており、各関係者の取組の促進に資することが期待される。

1.4.3. その他関係しうる事業者等

- 独自の基準に基づきアプリケーションの推薦等をしているアプリケーション紹介サイトやアプリケーションに関する広告は、利用者がアプリケーションを認知し、選択する際に影響力を有する情報源となる場合がある。
- アプリケーション紹介サイト運営者、アプリケーションを通じて取得された利用者情報を用いて広告に関する事業を行う者など関係する事業者は、可能な限りプライバシーポリシー概要の掲載等を検討したり、説明や利用者情報取得、第三者提供等の方法が適切でないアプリケーションが判明した場合の対応を検討するなど、基本原則や指針等を考慮しつつ、望ましい取組を協力して進めることが期待される。

2. 今後の技術・サービスの進展に対する柔軟な対応

- 本指針は、新技術・サービスの進展、利用者情報の利用形態の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを図られることが望ましい。

【補足】

今後、IoT 等の新技術・サービスが急速に進展することが予想される。本指針は、関係事業者等に対する、スマートフォンにおける利用者情報の取扱いに係わる取組を定めたものであるが、IoT 等の新技術・サービス等にも準用可能なものも存在すると考えられる。ただし、本指針は、必ずしも IoT 等の新技術・サービスを想定したものではなく、IoT 等の新技術・サービスに本指針を準用する場合には、十分な検討が行われることが望ましい。

また、多くの情報収集モジュールがアプリケーションに組み込まれていること、関係事業者等の利用者情報の取得、送信、利用等への関わり方が複雑化していることなど、実際の情報利用の仕組みが極めて複雑化しており、利用者が自身の情報の取り扱い方について、理解し、判断するということが今後困難となることが予想される。そのような中で、今後、利用者に対する、利用者が自ら判断するための十分な情報提供が難しい場合について、利用者情報の取扱いの在り方を検討する必要性が生じることも想定される。

第2章 利用者及びアプリケーション提供者等の リテラシーの向上

1. 基本的な考え方

スマートフォンをめぐるサービスを提供する関係事業者等は、「スマートフォン利用者情報取扱指針」を参照し、適切な対応を行うことが望ましい。加えて、関係事業者等は、自らが関わるサービスについての知見を有することから、自らの責任として、利用者への情報提供・周知啓発により、利用者のリテラシーの向上を図っていくことが重要である。なお、スマートフォンは自由にアプリケーションをダウンロードして利用することができ、利用者に自己責任が求められる側面があることを考慮すると、利用者リテラシーの向上のためには、利用者自身による能動的な情報収集も重要である。

そのような観点から、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」では、「スマートフォン利用者情報取扱指針」の実効性を上げる取組みとして、業界団体のガイドラインの作成やアプリケーション提供サイト運営事業者等によるアプリケーション提供者への情報発信を示している。また、利用者に対する情報提供・周知啓発の在り方についても、情報提供・周知啓発の対象、主体、具体的な方法等が示されている。

また、「スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ」では、「第4章 利用者及びアプリケーション提供者のリテラシーの向上」において、スマートフォン プライバシー イニシアティブで示された内容等を踏まえつつ、利用者への情報提供・周知啓発を推進し、利用者のリテラシー向上を図っていくことが重要であるとして、一般利用者及びアプリケーション提供者に向けた情報提供・周知啓発の内容等が示された。

本章は、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」及び「スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ」を踏まえつつ、スマートフォンの利用者情報に関する環境の変化やこれまでの関係者等における活動を踏まえて、今後、関係者によって取り組まれることが期待される情報提供・周知啓発活動の在り方を示すものである。

2. 一般利用者に対する情報提供・周知啓発

- スマートフォン プライバシー イニシアティブにおいて示されたように、急速に普及が進むスマートフォンは、様々なリテラシーの個人により利用されるとともに、利用者のリテラシーに応じた情報提供を行うことが重要となっている。そのような観点を踏まえて、共通する一般利用者に対する情報提供・周知啓発の内容等を示した後、特に高齢者及び青少年に対する情報提供・周知啓発の在り方を示すこととする。

2.1. 全般

《基本的な考え方》

- **（利用者の意識の向上）**利用者に分かりやすく、実感を持つように説明を行うことが重要である。
- **（情報セキュリティ等関連するテーマとの連携）** スマートフォンにおける情報セキュリティや有害情報などと併せて、情報提供・周知啓発が行なわれることが望ましい。
- **（多様な主体間の連携）** 関係事業者等、業界団体、消費者団体等、政府や自治体などの公的機関など、様々な組織が連携することが望ましい。

《想定される活動主体》

- 関係事業者等（アプリケーション提供者、情報収集モジュール提供者、アプリケーション提供サイト運営事業者・OS 提供事業者、移動体通信事業者、端末製造事業者、その他関係する事業者等（アプリケーション紹介サイト運営者、広告関係事業者等））及びその業界団体は、それぞれの立場に応じて、利用者に対して、情報提供・周知啓発を実施することが期待される。
- また、消費者団体や教育関係者、学校なども、利用者に対して、情報提供・周知啓発を実施することが期待される。
- その他、政府や自治体は、上記民間の関係者が適切に情報提供・周知啓発を実施することができるよう支援することが期待される。

《情報提供・周知啓発の具体的な内容》

- 「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」第6章にあるように、引き続き、①スマートフォンと従来型携帯電話の違い、②利用者情報の取扱いの注意点、③情報セキュリティ対策、④青少年・高齢者に必要な情報について利用者に情報提供し、周知啓発を進めることとする。また、①端末・サービス開発時の取組（例：青少年・高齢者向けスマートフォンの提供等）や②サービス利用時の取組（例：自主セミナーの開催）などについても引き続き推進していくことも重要である。
- 利用者に対する説明を行う場合、アプリケーションを新規にインストールする際の手順に沿ってアドバイスをしながら、プライバシーポリシーの確認を推奨するなども有用である。
- また、プライバシーポリシーを確認することと等の取組が、利用者自身のプライバシーを守ることに繋がるなどの説明を利用者に対して行うことも有用である。

2.2. 高齢者に対する情報提供・周知啓発

《基本的な考え方》

- スマートフォン プライバシー イニシアティブで示されたように、高齢者は、上記のリスク等については意識していると考えられるが、スマートフォンの機能等の理解不足や画面に表示される文字が小さいこと等によって利便性の享受が妨げられること等が考えられ

るため、利用者情報の取扱いの観点のみならず、スマートフォンの利用を支援する観点からの情報提供・周知啓発が重要である。

《想定される活動主体》

- スマートフォンを利用する高齢者と接点を有するアプリケーション提供者、移動体通信事業者・端末製造事業者(これらの事業者が所属する業界団体等を含む。)、OS 提供事業者が、情報提供・周知啓発活動の主体として期待される。
- また、利用者側における主体として、消費者団体や地域コミュニティにおける取組も期待される。
- なお、国民生活センター、消費生活相談員や消費生活推進員²²と連携し、周知啓発活動を実施することも有用である。
- 取組に当たっては、想定される活動主体が連携することが望ましい。

《情報提供・周知啓発の具体的な内容》

- 各業界団体や NPO などが民間事業者や自治体と連携し、高齢者に対するスマートフォンの利用に関する既存の講習会を通して、利用者情報の取り扱われ方やアプリケーションの利用時の留意点などを周知啓発することが望ましい。

《活動の具体例》

- 老テク研究会は、サムスン電子ジャパン(SEJ)から支援を受け、高齢者、女性及び障がい者を対象に、無料のスマートフォンの講習会を開催している。SEJ が端末や運営費を支援し、SIM カードを携帯キャリアが貸与した地域もある。スマートフォンの料金や契約に関する説明には、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会(NAMD)が協力している。
- 移動体通信事業者においては、振り込め詐欺などの犯罪やトラブルに巻き込まれないようにするための対策、携帯電話・スマートフォンの基本操作、高齢者向け無料電話教室、携帯電話教室を開催している。

2.3. 青少年に対する情報提供・周知啓発

《基本的な考え方》

- スマートフォン プライバシー イニシアティブで示されたように、青少年は、スマートフォ

²² 消費生活相談員は、消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談への対応及び苦情の処理のためのあっせんを行うため、都道府県又は市町村が任用する者をいう。消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)に基づき資格試験に合格した者を都道府県又は市町村が任用する。一方で、消費生活推進員は、自治体が独自に任命する者で、消費生活に関する啓発、調査、その他安全な消費生活の推進を図るための様々活動を実施している。

ンの機能等は理解し、使いこなす傾向にあるものの、同意のない個人情報の外部送信やプライバシーの侵害、それらから生ずる二次被害といったリスクや、同意することの意味についての理解が不足していると考えられる。

- 一方で、青少年によるスマートフォンの利用に責任を有する保護者等においては、青少年によるスマートフォンの利用に不安を抱くことも少なくないものの、具体的な指導内容等について、理解が不足している場合もある。
- そのようなリテラシーの違いを踏まえて、情報提供・周知啓発が実施されることが期待される。

《想定される活動主体》

- スマートフォンを利用する青少年やその保護者と接点を有するアプリケーション提供者、移動体通信事業者・端末製造事業者（これらの事業者が所属する業界団体等を含む。）、OS 提供事業者が、情報提供・周知啓発活動の主体として期待される。
- また、利用者側における主体として、教育関係者や保護者、学生団体、地域コミュニティにおける取組も期待される。

《情報提供・周知啓発の具体的な内容》

- アプリケーション提供者、移動体通信事業者・端末製造事業者（これらの事業者が所属する業界団体等を含む。）は、青少年向けの情報提供・周知啓発のためのセミナー、講義等を教育関係者や保護者、学生団体等と連携し、実施することが期待される。
- また、アプリケーション提供者、移動体通信事業者・端末製造事業者、OS 提供事業者、業界団体は、保護者や教育関係者に対するセミナーや研修会等を開催し、情報提供や周知啓発を行ない、保護者や教育関係者の青少年への情報提供・周知啓発を支援することが期待される。
- なお、ワークショップなどを通じて、保護者、教育関係者及び青少年が一体となって、スマートフォンにおける利用者情報の取り扱われ方に関して理解を深めることも有用である。

《活動の具体例》

- 一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会（JSSEC）では、中高生や教育関係者向けに、スマートフォンのセキュリティ、その他の安心・安全な利用に関するワークショップを開催している。ワークショップでは、「経験から語る」「同じ目線で考える」「先輩からの伝承」をテーマに、中高生と世代が近い大学生が講師を勤める。
- 一般社団法人安心ネットづくり促進協議会（JISPA）では、青少年がスマートフォンを賢く利用するためのポイントをまとめた、保護者向けリーフレット「保護者のためのスマートフォン安心安全ガイド」を作成・公開している。当該リーフレットでは、青少年のスマートフォン利用のリスクと対策が具体例を用いて分かりやすく解説されている。

3. アプリケーション提供者等に対する情報提供・周知啓発

3.1. アプリケーション提供者に対する情報提供・周知啓発

《基本的な考え方》

- アプリケーション提供者は、「スマートフォン利用者情報取扱指針」に基づき、利用者情報の適正な取扱いに向けた取組を推進することが望ましい。
- 一方で、個人と大手企業とでは、組織の体制や人的リソースなどの違いにより、当該指針の理解や取組内容において、差異が生ずるものと考えられる。また、個人のアプリケーション提供者は、業界団体に属さない場合が一般的である。
- そのような観点から、アプリケーション提供者の事情に応じて、「スマートフォン利用者情報取扱指針」が遵守されるための情報提供・周知啓発が実施されることが望ましい。

《想定される活動主体》

- 業界団体、アプリケーション提供者サイト運営者、OS 提供事業者等は、アプリケーション提供者に対して、情報提供・周知啓発活動を行うことが期待される。
- また、アプリケーションの開発に係わる講座を提供する教育機関などにおいても、情報提供・周知活動を行うことが期待される。

《情報提供・周知啓発の具体的な内容》

- 各業界団体は、本指針がスマートフォンにおける利用者情報の取扱いに関する共通的事項を記載したものであることを踏まえ、必要に応じ、関係省庁の情報提供も受けつつ、各業界の実情を踏まえて必要な事項を追加的に盛り込む等した業界ガイドライン及び必要な場合はプライバシーポリシーのモデル例を作成し、これに沿った活動を進めることが期待される。
- スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会（SPSC）等の業界横断的なマルチステークホルダーが集う場においてワンストップで分かりやすく情報提供や発信を引き続き行っていくことが望ましい。
- アプリケーション提供サイト運営事業者は、スマートフォン プライバシー イニシアティブ²³及びスマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ²⁴において示された取組を引き続き実施していくことが望ましい。
- アプリケーションの開発・提供時にアプリケーションの開発者や提供者が留意すべき事項をまとめた、チェックシート等を活用を促すことも有用である。

²³ 総務省「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」67 頁

²⁴ 総務省「スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ」57 頁

《活動の具体例》

- 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム(MCF)は、アプリケーション提供者が、利用者に対して分かりやすく透明性の高い説明を行い、利用者の理解と有効な選択を促すことを目的として、「スマートフォンのアプリケーション・プライバシーポリシーに関するガイドライン」を策定し、2012年11月に内容を公表した。当該ガイドラインでは、スマートフォンプライバシーイニシアティブを紹介するとともに、プライバシーポリシーのモデル例が示されている。
- 一般社団法人日本オンラインゲーム協会(JOGA)が策定・公表する「スマートフォンゲームアプリケーション運用ガイドライン」の中で、「スマートフォンプライバシー イニシアティブ」に準拠する形でプライバシーポリシーを作成し、利用者が容易に参照できる場所に明示することとされている。

3.2. 情報収集モジュール提供者に対する情報提供・周知啓発

《基本的な考え方》

- 情報収集モジュール提供者は、「スマートフォン利用者情報取扱指針」に基づき、利用者情報の適正な取扱いに向けた取組を推進することが望ましい。
- 一方で、情報収集モジュールには、広告配信を目的としたもの、課金・決済を目的としたもの、アプリケーションの利用状況の解析を目的としたものなど、様々なものが存在する。そのため、各情報収集モジュールの事情に合わせた、情報提供・周知啓発の実施が期待される。
- また、日本国内の事業者の情報収集モジュールのみならず、海外の事業者のものも利用されていることを踏まえ、当該海外の事業者に対しても、支援を行うことが期待される。

《想定される活動主体》

- 業界団体、アプリケーション提供者サイト運営者、OS 提供事業者等は、情報収集モジュール提供者に対して、情報提供・周知啓発を実施することが期待される。

《情報提供・周知啓発の具体的な内容》

- 業界団体は、「スマートフォン利用者情報保護指針」を踏まえて、情報収集モジュールの特徴に応じて、ガイドライン等を作成することが期待される。
- 業界団体、アプリケーション提供者サイト運営者、OS 提供事業者等は、海外の情報収集モジュール提供者に対して、日本語でのプライバシーポリシーの作成に係わる情報提供・周知啓発を実施することが期待される。

《活動の具体例》

- 一般社団法人日本インタラクティブ広告協会(JIAA)は、業界の自主的なガイドラインの取組みとして、インターネット広告ビジネスを行う当該協会の会員社を対象とした「プライバシーポリシーガイドライン」を策定・公表している。当該ガイドラインは、スマートフォンを含め、インターネット広告ビジネスを行う上で策定・公表されることが期待されるプライバシーポリシーの作成・運用基準を示したものである。なお、当該ガイドラインでは、プライバシーポリシーの作成のみならず、プライバシー強化技術の導入やプライバシー影響評価の実施を会員社に対して推奨するなど、消費者及び広告主が安心してインターネット広告を利用することができるよう多角的な取組が推奨されている。

4. その他関係しうる事業者に対する情報提供・周知啓発

《基本的な考え方》

- 利用者情報を利用する事業者は、情報収集モジュール提供者やアプリケーション提供者に限られず、アプリケーション提供者等を介して、利用者情報が提供される場合も想定される。また、アプリケーション提供者等を介して、利用者情報が提供されないまでも、アプリケーション提供者等が利用者情報を取扱うことによって提供されるサービスを楽しむ事業者²⁵も存在する。
- 一方で、不適切に利用者情報を取り扱うアプリケーション提供者等を利用した場合には、企業イメージの毀損などのリスクが存在する可能性もある。そのような観点から、これらの事業者に対しても、情報提供・周知啓発を行なうことが期待される。

《想定される活動主体》

- 情報収集モジュール提供者を利用する事業者側の業界団体や情報収集モジュール提供者が属する業界団体が想定される。

《情報提供・周知啓発の具体的な内容》

- 適切なアプリケーション提供者等を選択するための、情報提供や周知啓発を行なうことが期待される。

²⁵ 例えば、広告配信事業者に広告を出稿し配信を依頼する者やマーケティング目的で利用者情報の解析等を依頼する者等が想定される。

5. その他のリテラシー向上のための取組

5.1. 第三者検証

- スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡが公表されて以降、第三者検証システムに係わる検討及び実証実験が行われてきた。今後これまでの検討結果や実証実験の成果等を基に、第三者検証を実施する機関が現れる可能性も存在する。本節では、第三者検証を行う際の参考となるよう、これまでの第三者検証に係わる検討結果を踏まえて、第三者検証の具体的な取組内容等を示す。

《基本的な考え方》

- アプリケーションの第三者検証を通して、以下のような役割を果たすことで、「スマートフォン利用者情報保護指針」に示された基本原則や具体的な取組の実効性を高めることが期待される。
 - アプリケーション提供者にとっては、その提供するアプリケーションについて、適正なプライバシーポリシーが作成・公表されており、それに合致した運用をしていることが客観的に確認され、当該アプリケーションに対する信頼が醸成されることがその利用促進にもつながり得る。
 - 当該アプリケーションが適正なプライバシーポリシーの下、適正な運用がなされているかどうか第三者によって客観的に確認されることは、利用者にとってそれを利用するかどうかの有効な判断基準となり得る。

《具体的な取組内容》

【第三者検証の基準】

- アプリケーションの第三者検証の基準については、「スマートフォン利用者情報取扱指針」の「アプリケーション提供者の取組」で示された「プライバシーポリシーの作成・表示や記載事項」やプライバシーポリシーに合致したアプリケーションの運用や利用者情報の取扱いに関する基準を含むことが求められる。
 - もっとも、基準に合理性がある限り²⁶、本提言の基準とは異なる基準や本提言の基準の一部のみの基準に基づく第三者認証が行われることを妨げるものではない。
- なお、「アプリケーション提供者そのものの信頼性やマネジメントシステム」に関する基準を付加的な基準として、採用することも有用性があると考えられる。

²⁶基準が合理的なものであるためには、客観的に見て、その基準に適合していれば一定の安全性が認められることが必要である。また、容易に適合性の偽装が可能な基準は合理的なものとはいえない。

（１） 第三者検証の実施内容

- アプリケーションの第三者検証の実施内容としては、上述の「第三者検証の基準」を踏まえて、以下のいずれか又は両方を行うことが想定される。
 - アプリケーションに関するプライバシーポリシーの検証
 - ◇ アプリケーションに関するプライバシーポリシーの作成・公表の有無
 - ◇ アプリケーションに関するプライバシーポリシーの記載事項
 - アプリケーションの動作に関する技術的な検証
 - ◇ アプリケーションの外部に送信される利用者情報の有無や送信先
 - ◇ アプリケーションの動作とプライバシーポリシーの記載事項の整合性
- 「アプリケーションの動作に関する技術的な検証」におけるアプリケーションの動作の解析方法は静的解析と動的解析に大別できるが、どちらの方法についても技術的限界等によって検証結果とアプリケーションの動作とが異なる可能性が一定程度不可避免的に存在している。そのため、それぞれの方法も技術的な特徴や限界を把握した上で検証を実施すべきである。また、静的解析・動的解析のどちらの方法も、技術的には複数の実施手法が存在しており、実施手法ごとの技術的な特徴や限界を把握した上で検証を実施することが望ましい。以下に静的解析と動的解析の一般的な技術的な特徴について、これまでの検討結果を踏まえて記載する。
 - 静的解析：静的解析はアプリケーションのコード（ソースコードや実行ファイルの内容）、設定ファイル等を解析するため、アプリケーションが「取得・送信する可能性のある情報」を網羅的に抽出できる可能性が高い技術である。一方で、アプリケーションのコードは必ずしも全て実行される訳ではなく、静的解析でアプリケーション動作時の実行有無を判別することは難しいため、アプリケーションが実際には取得・送信しない情報も抽出してしまう可能性が高い。
 - 動的解析：動的解析はアプリケーションを実際に動作させて、アプリケーションの動作を解析するため、アプリケーションが「実際に取得・送信する情報」を抽出できる技術である。一方で、アプリケーションの動作パターンを全て網羅することは難しいため、検証内容に漏れが存在する可能性が静的解析よりも高い。

（２） 第三者検証結果の公表

- 第三者検証結果の公表について、これまでの検討の中で公表方法によっては以下のような法的リスク²⁷や一般利用者に対して誤解を与えるリスクが指摘されており、各リスクを低減させる公表方法を取ることが望ましい。
 - 法的リスク：技術的な限界や検証過程での何らかの誤り等により検証結果とアプリケ

²⁷ 法的リスクについては、誠実に検証を行った結果である限り公共性と公益性と公平性を充たし、評価内容が合理的な根拠に基づく限り（真実性）、結果として公表した検証結果と客観的事実との間に齟齬があったとしても、検証機関が一般利用者、アプリケーション提供者や情報収集モジュール提供者に対する法的責任を問われる可能性は低い。

ーションの動作が異なっていた場合に、一般利用者、アプリケーション提供者や情報収集モジュール提供者との間で紛争となるリスク。

- 一般利用者に対して誤解を与えるリスク:本節で示している第三者検証の結果は「利用者情報の取扱いに関する透明性の検証結果」であり、安全性を検証したものでは無いにもかかわらず、公表の仕方によっては誤解(過度な安心感や危機感)を与えるリスク。
- 一般利用者に対する法的リスクや一般利用者に対して誤解を与えるリスクを低減する方法として、検証の仕組み・方法、検証方法の技術的限界ないし精度、プロセス、評価基準、検証結果や公表内容の意味するところについて、典型的な問答集(FAQ)や図解を用いるなどによりその意味合いを正確にかつ分り易く表示し、透明性を確保することが望ましい。また、法的リスク低減のために免責文言²⁸を明示することも望ましい²⁹。
- アプリケーション提供者や情報収集モジュール提供者に対する法的リスクを低減する方法として、検証結果を公表する前に、その内容を当該アプリケーション等の提供者に知らせ、提供者がそこに表れたプライバシーポリシーやアプリケーションの問題点を改善し、再検証を受けたり、検証機関が検証過程での誤認の指摘を受けたりするなどの機会を設けることが望ましい。
- 第三者検証結果の表示形式として、①複数の検証項目の検証結果を個別に並列で表示する形式、②各項目の検証結果を統合し総合的なレーティングを表示する形式、③一部のアプリケーションをブラックリスト・ホワイトリストとして表示する形式といった諸類型が考えられる。②や③の表示形式の場合には、一般利用者に対して過度な安心感や危機感を与えてしまう可能性が高いため、一般利用者に対して誤解を与えるリスクを低減させるためには①に類する表示形式の選択が望ましい(②や③に類する表示形式が法的・制度的に問題が存在するわけではない)。

²⁸ 免責文言の例：最善の注意を払って検証をしているが、検証結果が完全に正しいことや、プライバシーポリシーの内容に全く問題が無いこと、個人情報の取扱いが完全にプライバシーポリシーに記載された通りであることを保証するものではない、公表した内容はあくまで参考であり検証機関はこれを信頼したことにより生じた利用者の損害に一切責任を負わない。

²⁹ ただし、免責文言を明示したとしても、個別の事案で完全に免責されるというわけではない。